

連携大学院方式は、平成7年11月成立の「科学技術基本法」によるもので、学際的学問分野の発展に対応するため、大学が国公立および民間等の研究所と連携して研究領域の拡大と多様化を図るというものです。つまり、近年の科学・技術の著しい発展に伴い、従来の概念を超えた新しい学問領域が開拓されつつある現在の局面に対応し、高度に専門化された領域や学際的な研究課題に取り組むため、大学院組織の壁を乗り越え、発展させようとする試みであり、具体的には、連携先の研究者を客員の教員(客員教授・客員准教授)に迎えて大学院学生の研究・教育指導にあたるようにし、また大学院生が連携先において研究の指導を受けることができるというシステムで、「官民学」の3者が研究のレベルで連携するスタイルです。

このような外部との交流が大学院生にはもちろん学部学生にも大きな刺激となり、研究活動が一層活性化しています。また連携先では、大学院教育に参加することで若い活力を研究活動に注入し、独創的な実学と先端的技术の開拓を図っています。

[協定先]

東京農業大学大学院	独立行政法人農業・食品産業総合研究機構(平成15年度～) 独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成15年度～) 財団法人山階鳥類研究所(平成16年度～) 独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成17年度～) 独立行政法人国立成育医療研究センター(平成19年度～) 独立行政法人農業生物資源研究所(平成19年度～)
〃 農学研究科	独立行政法人農業環境技術研究所(平成15年度～) 財団法人進化生物学研究所(平成15年度～)
〃 生物産業学研究科	独立行政法人農業・食品産業総合研究機構 北海道農業研究センター(平成16年度～)

東京農業大学農学部首都圏西部大学単位互換協定

[首都圏西部大学単位互換協定]

東京農業大学

首都圏西部地域の大学・短期大学が相互に単位互換協定を締結して、これらの大学に所属する学生が他の大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を所属する大学の単位として認定する単位互換を行っている。単位互換協定に参加する大学からは、それぞれ特色のある授業科目や、他の大学にはないユニークな授業科目が提供され、本学農学部においても多くの学生がこの制度を利用して、それぞれの大学の特色ある授業科目の履修や、いろいろな大学の雰囲気味わっている。

また、単位互換協定に参加している大学が連携して授業科目(総合講義)を開設し、各大学の講師がオムニバス形式で実施する共同授業も行っている。今年度の共同授業テーマは「地球環境Ⅲ」、「21世紀の日本」、「エンターテインメントの歴史と展望Ⅱ」、「現代社会の感受性」の4つである。自分の好きな分野の知識を広げ、教養を深めたいという受講目的を考慮し、現代が直面している課題の中から学生の興味や関心に応じた内容となっている。

[平成23年4月現在、協定を締結している大学]

麻布大学、桜美林大学、大妻女子大学、神奈川工科大学、鎌倉女子大学、北里大学、国学院大学、国士舘大学、相模女子大学、相模女子大学短期大学部、産業能率大学、松蔭大学、昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部、女子美術大学、女子美術大学短期大学部、高千穂大学、玉川大学、田園調布学園大学、東京工芸大学、東京女子大学、東京農業大学、東洋英和女学院大学、ヤマザキ学園大学、ヤマザキ動物看護短期大学、山野美容芸術短期大学、横浜美術大学、横浜美術短期大学

東京農業大学生物産業学部は、網走支庁管内の大学(北見工業大学、東京農業大学、日本赤十字北海道看護大学、北海学園北見大学)間で、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、「網走支庁管内大学間単位互換に関する協定書」を平成15年1月30日に最初の締結を行った。その後、参加大学(北見工業大学、東京農業大学、日本赤十字北海道看護大学)の変更等により、平成19年4月1日に再締結を実施した。

この単位互換制度は、各大学が相互に講義を開放し、学生にそれぞれの大学の特徴ある分野から幅広い知識を習得してもらうのが目的で、1年次生から4年次生までの全学生が対象で、検定料および授業料は無料としている。この協定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」として1年間の履修期間が用意されている。

受講できる科目、認定単位の上限は各大学によって異なり、本学生物産業学部においては全ての学科(生物生産学科、アクアバイオ学科、食品科学科、産業経営学科)で30単位を上限として履修することが可能となっている。また、本学生物産業学部の学生が「特別聴講生」として網走支庁管内の大学で取得した授業科目の単位については、卒業単位としても認定することができる。

網走支庁管内大学間単位互換に関する協定について

この協定に参加する網走支庁管内の大学(以下「大学」という。)は、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、平成15年度4月1日最初に締結した。

また、参加大学の変更等により、平成19年4月1日再締結しました。この協定に関する詳細は下記のとおりとする。

(参加大学)

1 この協定には、北見工業大学、東京農業大学及び日本赤十字北海道看護大学が参加する。

(実施学部)

2 この協定による単位互換の実施学部は、別に定める実施要項による。

(受入学生の呼称)

3 この協定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」と称する。ただし、大学によりこの呼称によりがたい場合は、当該大学の定める呼称とすることができる。

(履修期間)

4 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

(受入学生数)

5 各大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲で、受入大学が決定する。

(履修方法等)

6 特別聴講学生の履修方法及び試験の実施方法については、受入大学の定めるところによる。

(単位の授与)

7 特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。

(単位の認定)

8 特別聴講学生が履修した授業科目の単位認定については、派遣大学の定めるところによる。

(検定料、入学料及び授業料)

9 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は相互に徴収しない。

(履修科目、単位数及び受入手続き等)

10 特別聴講学生が履修できる授業科目、単位数及び受入手続き等については、別に定める実施要項による。

(実施要項)

11 この協定による単位互換を円滑に実施するため、実施要項を別に定める。